



長崎県公報

目 次

| ◎ 規 則 | 所管課（室）名 |
|--|-----------|
| ○長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 | 障 害 福 祉 課 |
| ○長崎県森林法施行細則の一部を改正する規則 | 林 政 課 |
| ○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則 | 都 市 政 策 課 |
| ○長崎県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 | " |
| ○租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定に関する細則の一部を改正する規則 | " |
| ○長崎県道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則 | 道 路 建 設 課 |
| ○長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | " |
| ○長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 | 道 路 維 持 課 |
| | |
| ◎ 告 示 | |
| ・希少野生動植物種保存地域の指定 | 自 然 環 境 課 |
| ・希少野生動植物種保存地域の指定の解除 | " |
| ・保安林の指定の解除の予定 | 林 政 課 |
| ○長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領の一部改正 | 建 設 企 画 課 |
| ○長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正 | " |
| ・都市計画事業の事業計画の変更認可（2件） | 道 路 維 持 課 |
| ・道路の占用の制限 | " |
| ・道路の区域変更（8件） | " |
| ・道路の供用開始（10件） | " |
| ・港湾施設の概要告示 | 港 湾 課 |
| ・洪水浸水想定区域の変更 | 河 川 課 |
| ・急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 砂 防 課 |
| ・急傾斜地崩壊危険区域の追加指定 | " |
| ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | " |
| ○長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 | 会 計 課 |
| ○政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正 | " |
| ・一般競争入札の参加者の資格等 | 監 査 事 務 局 |
| | |
| ◎ 公 告 | |
| ・長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画（長崎県生物多様性保全戦略）の策定 | 自 然 環 境 課 |
| ・大規模小売店舗の新設の届出（2件） | 経 営 支 援 課 |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 | " |
| ・土地改良区の定款変更の認可 | 農 村 整 備 課 |
| ・県営土地改良事業変更計画の決定 | " |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| ・測量の実施（2件） | 建設企画課 |
| ・測量の終了 | 建設企画課 |
| ・住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更 | 住宅課 |
| ・一般競争入札の実施 | 監査事務局 |
| | |
| ◎ 議会規則 | |
| ○長崎県議会会議規則の一部を改正する規則 | 議会事務局 |
| | |
| ◎ 議会告示 | |
| ○長崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程 | 議会事務局 |
| | |
| ◎ 教育委員会規則 | |
| ○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則 | 教育庁総務課 |
| | |
| ◎ 公安委員会規則 | |
| ○長崎県迷惑行為等防止条例施行規則 | 生活環境課 |
| | |
| ◎ 人事委員会規則 | |
| ○へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 人事委員会事務局 |
| | |
| ◎ 雑 報 | |
| ・一般競争入札の実施 | 長崎県公立大学法人 |

規 則

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第29号

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （記録の整備） 第17条 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>条例第81条において準用する条例第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録</u> (5)及び(6) 略 （準用） 第23条 第13条、第14条及び第17条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第98条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第98条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条 | （記録の整備） 第17条 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>条例第76条第2項に規定する身体拘束等の記録</u> (5)及び(6) 略 （準用） 第23条 第13条、第14条及び第17条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第98条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第98条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条 |

条例第94条」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条の4 第13条、第14条、第17条、第21条、第22条及び第42条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第152条の4」と、第21条中「第93条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第94条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第49条 条例第161条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 条例第162条において準用する条例第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)及び(6) 略

(従業者の基準)

第53条 略

2～4 略

5 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の基準)

第54条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(準用)

第55条 第13条、第14条、第17条、第19条、第21条、第22条及び第42条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第175条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第175条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第175条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第

いて準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条の4 第13条、第14条、第17条、第21条、第22条及び第42条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第93条」と、同条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第76条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第152条の4」と、第21条中「第93条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第94条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第49条 条例第161条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 条例第162条において準用する条例第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)及び(6) 略

(従業者の基準)

第53条 略

2～4 略

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の基準)

第54条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第55条 第13条、第14条、第17条、第19条、第21条、第22条及び第42条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第175条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第175条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第175条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第

177条第2項」とあるのは、「第190条において準用する条例第177条第2項」と、第57条第1項中「第179条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第2項」と、同条第2項から第4項までの規定中「第179条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第13条、第14条、第17条、第21条及び第42条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第197条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第197条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第197条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第197条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第197条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第197条において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第197条において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第63条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第64条の4の2 第13条、第17条及び第21条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第204条において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第204条において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条において準用する条例第93条」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条の7 第13条、第17条、第21条及び第64条の2から第64条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条

「第3項」とあるのは「第193条において準用する条例第149条第3項」と、第56条中「第177条第2項」とあるのは、第190条において準用する条例第177条第2項」と、第57条第1項中「第179条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第2項」と、同条第2項から第4項までの規定中「第179条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第13条、第14条、第17条、第21条及び第42条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第197条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第197条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第197条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第197条において準用する条例第93条」と、同条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第197条において準用する条例第76条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第197条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第197条において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第197条において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第63条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第64条の7 第13条、第17条、第21条及び第64条の2から第64条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条

中「第60条第9項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条の11」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の11において準用する条例第202条の3」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第64条の8 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

(準用)

第64条の10 第13条、第17条、第21条及び第64条から第64条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第78条第2項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の22において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条の22」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の22において準用する条例第93条」と、第64条第1項中「第201条第3項」とあるのは「第204条の16において準用する条例第201条第3項」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の22において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の19」と読み替えるものとする。

(準用)

第68条 第13条、第14条、第17条、第19条及び第22条（第10号を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条中「第

中「第60条第9項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、同条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第76条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第204条の11」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の11において準用する条例第202条の3」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第64条の8 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

(準用)

第64条の10 第64条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第201条第3項」とあるのは「第204条の16において準用する条例第201条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第68条 第13条、第14条、第17条、第19条及び第22条（第10号を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条中「第

- 60条第9項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第213条第1項」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第213条第1項において準用する条例第86条第1項」と、第22条中「第94条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。
- 2 第20条及び第21条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第20条第1項中「第87条第3項」とあるのは「第213条第2項において準用する条例第87条第3項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第2項において準用する条例第93条」と読み替えるものとする。
- 3 第21条及び第42条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第3項において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第213条第3項において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第21条及び第48条（第2項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第4項において準用する条例第93条」と第48条第1項中「第160条第3項」とあるのは「第213条第4項において準用する条例第160条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第21条及び第42条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第5項において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第213条第5項において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。
- 60条第9項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する条例第93条」と、同条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する条例第76条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第213条第1項」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第213条第1項において準用する条例第86条第1項」と、第22条中「第94条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。
- 2 第20条及び第21条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第20条第1項中「第87条第3項」とあるのは「第213条第2項において準用する条例第87条第3項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第2項において準用する条例第93条」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。
- 3 第21条及び第42条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第3項において準用する条例第93条」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第213条第3項において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第21条及び第48条（第2項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第4項において準用する条例第93条」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第48条第1項中「第160条第3項」とあるのは「第213条第4項において準用する条例第160条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第21条及び第42条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第21条中「第93条」とあるのは「第213条第5項において準用する条例第93条」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第213条第5項に

において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(就労移行訓練を行う場合における従業者の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員、第1項第4号の就労支援員及び同項第5号又は前項第4号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者)</p> <p>第11条 指定障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行い、かつ、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合における基準は、第3条第3項第2号、第4条第3項第1号及び第2号、第5条第4項第1号、第6条第3項第1号（同条第2項第1号から第3号までに係る部分を除く。）並びに第7条第2項第1号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができることとする。</p> <p>2 指定障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合における基準は、第3条第1項第6号、同条第3項第3号、第4条第1項第5号、同条第3項第3号、第5条第1項第2号、同条第4項第2号、第6条第1項第5号、同条第2項第4号、<u>同条第3項第2号</u>、第7条第1項第4号及び同条第2項第2号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができることとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>(就労移行訓練を行う場合における従業者の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員、第1項第4号の就労支援員及び同項第5号又は前項第4号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 就労支援員 1人以上は、常勤でなければならないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者)</p> <p>第11条 指定障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行い、かつ、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合における基準は、第3条第3項第2号、第4条第3項第1号及び第2号、第5条第4項第1号、第6条第3項第1号（同条第2項第1号から第3号までに係る部分を除く。）<u>及び第2号</u>並びに第7条第2項第1号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができることとする。</p> <p>2 指定障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合における基準は、第3条第1項第6号、同条第3項第3号、第4条第1項第5号、同条第3項第3号、第5条第1項第2号、同条第4項第2号、第6条第1項第5号、同条第2項第4号、<u>同条第3項第3号</u>、第7条第1項第4号及び同条第2項第2号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができることとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |

(長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------|------------------------------|
| <p>(職員の基準)</p> <p>第17条 略</p> | <p>(職員の基準)</p> <p>第17条 略</p> |

| | |
|--|--|
| <p>2～5 略</p> <p>6 略 (認定就労移行支援事業所の職員の基準)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。 (職員の員数等の特例)</p> <p>第25条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第10条第7項、第12条第7項及び第8項、第15条第7項、第17条第5項並びに第21条第5項(前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第68号。以下「指定通所基準」という。)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所基準第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2及び3 略</p> | <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 略 (認定就労移行支援事業所の職員の基準)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。 (職員の員数等の特例)</p> <p>第25条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第10条第7項、第12条第7項及び第8項、第15条第7項、第17条第5項及び第6項並びに第21条第5項(前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第68号。以下「指定通所基準」という。)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所基準第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2及び3 略</p> |
|--|--|

(長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(就労移行支援を行う場合における職員の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員、第1項第4号の就労支援員及び同項第5号又は前項第4号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略 (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員)</p> <p>第15条 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行い、かつ、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合における基準は、<u>第8条第3項第2号、第9条第3項第1号及び第3号、第10条第4項第1号、第11条第3項第1号(第11条第2項に係る部分を除く。)</u>並びに第12条第2項第1号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管</p> | <p>(就労移行訓練を行う場合における職員の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員、第1項第4号の就労支援員及び同項第5号又は前項第4号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>就労支援員 1人以上は、常勤でなければならないこと。</u></p> <p>(3) 略 (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員)</p> <p>第15条 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行い、かつ、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合における基準は、<u>第8条第3項第2項、第9条第2項第3号及び第4号、第10条第4項第1号、第11条第3項第1号及び第2号(第11条第2項に係る部分を除く。)</u>第12条第2項第1号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービ</p> |

| | |
|---|---|
| <p>理責任者を除く。)のうち、1人以上を常勤とすることができることとする。</p> <p>2 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合における基準は、第8条第1項第6号、同条第3項第3号、第9条第1項第5号、同条第3項第4号、第10条第1項第2号、同条第4項第2号、第11条第1項第5号、同条第2項第4号、<u>同条第3項第2号</u>、第12条第1項第4号、同条第2項第2号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上を常勤とすることができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>ス管理責任者を除く。)のうち、1人以上を常勤とすることができることとする。</p> <p>2 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合における基準は、第8条第1項第6号、同条第3項第3号、第9条第1項第5号、同条第3項第4号、第10条第1項第2号、同条第4項第2号、第11条第1項第5号、同条第2項第4号、<u>同条第3項第3号</u>、第12条第1項第4号、同条第2項第2号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上を常勤とすることができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |
|---|---|

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第7号。附則において「指定通所支援基準条例施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第6条第4項に規定する規則で定める同条第1項の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 条例第6条第4項に規定する、規則で定める同条第2項の機能訓練を行う場合並びに日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合の基準は、同項の機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第20条において「機能訓練担当職員等」という。）が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができることとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>第4条 略</p> | <p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第6条第4項に規定する規則で定める同条第1項の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 条例第6条第4項に規定する同条第2項の機能訓練を行う場合における規則で定める基準は、同項の機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができることとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>第4条 略</p> |

2 条例第7条第5項に規定する、規則で定める同条第2項の機能訓練を行う場合並びに日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合（同条第3項及び第4項に規定する指定児童発達支援事業所における場合を除く。）の基準は、同条第2項の当該機能訓練担当職員等については、児童指導員及び保育士の総数に含めることができることとする。

3 条例第7条第5項に規定する同条第3項の主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所における規則で定める基準は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならないこととする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数

4 略

5 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6及び7 略
(従業者の基準)

第12条 条例第57条第2項に規定する規則で定める基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア及びイ 略

2 略

(従業者の基準)

第20条 条例第74条第3項に規定する規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア及びイ 略

2 条例第7条第5項に規定する同条第2項の機能訓練を行う場合（同条第3項及び第4項に規定する指定児童発達支援事業所における場合を除く。）における規則で定める基準は、同条第2項の当該機能訓練担当職員については、児童指導員及び保育士の総数に含めることができることとする。

3 条例第7条第5項に規定する同条第3項の主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所における規則で定める基準は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならないこととする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)及び(2) 略

4 略

5及び6 略
(従業者の基準)

第12条 条例第57条第2項に規定する規則で定める基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア及びイ 略

2 略

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(従業者の基準)

第20条 条例第74条第3項に規定する規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア及びイ 略

(2) 略

2 条例第74条第3項に規定する、規則で定める同条第2項の機能訓練を行う場合並びに日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合の基準は、同項の機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができることとする。

3及び4 略

5 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 略
(従業者の基準)

第22条 条例第80条第2項に規定する規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア及びイ 略

(2) 略

2 略

(従業者の基準)

第23条の2 略

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 略

(2) 略

2 条例第74条第3項に規定する同条第2項の機能訓練を行う場合における規則で定める基準は、同項の機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができることとする。

3及び4 略

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 略
(従業者の基準)

第22条 条例第80条第2項に規定する規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア及びイ 略

(2) 略

2 略

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(従業者の基準)

第23条の2 略

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 略

| | |
|--|--|
| <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第27条 条例第91条に規定する多機能型事業所に係る事業を行う者に対する第3条第1項、第2項及び第4項、第4条(第2項及び第5項を除く。)、第16条、第20条第1項、第2項及び第4項、第23条の2並びに第24条の規定の適用については、第3条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第4条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第16条中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第20条第1項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第23条の2中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあり、第24条中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。</u></p> <p>2 略</p> | <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第27条 条例第91条に規定する多機能型事業所に係る事業を行う者に対する第3条第1項、第2項及び第4項、第4条、第16条、第20条第1項、第2項及び第4項、第23条の2並びに第24条の規定の適用については、第3条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第4条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第16条中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第20条第1項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号、第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第23条の2中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあり、第24条中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。</u></u></p> <p>2 略</p> |
|--|--|

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第8号。附則において「指定入所施設基準条例施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第5条第3項に規定する規則で定める指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 児童指導員及び保育士 次のとおりとする。</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 (アからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(アからウまでに定める数</p> <p>ウ) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数)以上</p> <p>イ) 主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた</p> | <p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 条例第5条第3項に規定する規則で定める指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 児童指導員及び保育士 次のとおりとする。</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 (アからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(アからウまでに定める数</p> <p>ウ) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数)以上</p> <p>イ) 主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た</p> |

| | |
|--|--|
| <p>数) 以上</p> <p>(ウ) 略 イ及びウ 略 (4)～(6) 略</p> <p>2 条例第5条第2項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>3 略 (設備の基準)</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める指定福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第11条第1項第2号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>数の合計数(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数) 以上</p> <p>(ウ) 略 イ及びウ 略 (4)～(6) 略</p> <p>2 略 (設備の基準)</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める指定福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に指定を受けている長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第68号)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(以下「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、第5条の規定による改正後の指定通所支援基準条例施行規則(以下「新指定通所支援基準条例施行規則」という。)第3条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例施行規則第3条第2項及び第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第2項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第6項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 4 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例施行規則第4条第5項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に第5条の規定による改正前の指定通所支援基準条例施行規則(以下「旧指定通所支援基準条例施行規則」という。)第12条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例施行規則第12条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例施行規則第12条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 7 この規則の施行の際現に指定を受けている長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例施行規則第20条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例施行規則第20条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経

験者」とする。

- 9 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例施行規則第20条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 10 この規則の施行の際現に旧指定通所基準条例施行規則第22条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例施行規則第22条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 11 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例施行規則第22条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 この規則の施行の際現に存する第6条の規定による改正前の指定入所施設基準条例施行規則（以下「旧指定入所施設基準条例施行規則」という。）第3条第1項第3号ア(7)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第6条の規定による改正後の指定入所施設基準施行規則（以下「新指定入所施設基準条例施行規則」という。）第3条第1項第3号ア(7)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 13 この規則の施行の際現に存する旧指定入所施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア(イ)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

長崎県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第30号

長崎県森林法施行細則の一部を改正する規則

長崎県森林法施行細則（平成12年長崎県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p style="text-align: center;"><u>(防災施設の先行開設)</u></p> <p><u>第3条の2 開発行為者は、原則として防災施設に係る工事をその他の工事に先行して行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による防災施設の先行実施に係る工事が完了したときは、遅滞なく林地開発行為防災施設工事完了届（様式第8号の2）を知事に届け出て、その確認を受けるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出には、当該届出の内容を確認できる出来高図及び写真を添付するものとする。</u></p> | |

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「印」及び（注）2を削る。

様式第3号の2中「印」を削る。

様式第4号中「印」及び（注）2を削る。

様式第5号及び様式第6号中「印」及び（注）を削る。

様式第7号中「印」及び（注）4を削る。

様式第8号中「印」及び（注）を削る。

様式第8号の次に次の様式を加える。

様式第8号の2（第3条の2関係）

林 地 開 発 行 為 防 災 施 設 工 事 完 了 届

年 月 日

長崎県知事 様

届出者
住所
氏名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 }

年 月 日付け 第 号で許可を受けた林地開発行為について、次のとおり
防災施設の先行実施に係る工事が完了したので、届け出ます。

記

| | |
|------------------------------------|-------------------|
| 開発行為に係る森林の所在場所 | 市 町 郡 |
| 開 発 行 為 の 目 的 | |
| 開発行為に係る森林の面積 | h a |
| 開 発 行 為 に 係 る 事 業 又 は 施 設 の 名 称 | |
| 防災施設の先行実施に係る 着手及び完了年月日 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |
| 林地開発行為の完了予定年月日 | |
| 工事施工者の住所及び氏名 | |

(注) 1 防災施設工事完了届には、出来高図及び完成状況写真を添付すること。

様式第9号及び様式第10号中「印」及び(注)2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第31号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和46年長崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式注中3を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式注中3を削り、2に次の1号を加える。

(4) その他知事が必要と認める書類

様式第3号中「印」を削る。

様式第6号及び様式第7号中「㊟」を削り、同様式注中4を削る。

様式第8号及び様式第8号の2中「㊟」を削り、同様式注中3を削る。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式注中4を削る。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式注中3を削る。

様式第11号の2中「印」を削る。

様式第12号及び様式第14号の2中「㊟」を削り、同様式注中3を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式注中2を削り、注1を注とする。

様式第16号中「㊟」を削り、同様式備考中3を削る。

様式第17号中「印」を削り、同様式備考中2を削り、備考1を備考とする。

様式第17号の2中「印」を削り、「建第 号」を「 第 号」に改める。

様式第19号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第32号

長崎県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

長崎県開発登録簿閲覧規則（昭和46年長崎県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削り、同様式備考中1を削り、備考2を備考とし、備考3を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第33号

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定に関する細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定に関する細則（昭和49年長崎県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。） <u>第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ</u> 及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (認定申請) | 第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。） <u>第28条の4第2項第5号イ、第31条の2第2項第5号ハ</u> 及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (認定申請) |
| 第2条 <u>法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ</u> 又は第63条第3項第5号イの規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。 | 第2条 <u>法第28条の4第2項第5号イ、第31条の2第2項第5号ハ</u> 又は第63条第3項第5号イの規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。 |

2～8 略

(認定に基づく地位の承継)

第9条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定に基づくものに限る。第3号において同じ。）は、第7条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について届出書（様式第8号）により知事に届け出てその地位を承継することができる。

2～8 略

(認定に基づく地位の承継)

第9条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第28条の4第2項第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定に基づくものに限る。第3号において同じ。）は、第7条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について届出書（様式第8号）により知事に届け出てその地位を承継することができる。

様式第1号中「第28条の4第2項第5号イ」を「第28条の4第3項第5号イ」に、「第31条の2第2項第5号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「第28条の4第2項第5号イ」を「第28条の4第3項第5号イ」に、「第31条の2第2項第5号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に改める。

様式第5号中「第28条の4第2項第5号イ」を「第28条の4第3項第5号イ」に、「第31条の2第2項第5号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に改め、「印」を削る。

様式第6号中「第28条の4第2項第5号イ」を「第28条の4第3項第5号イ」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中「第28条の4第2項第5号イ」を「第28条の4第3項第5号イ」に改め、「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第34号

長崎県道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

長崎県道路標識の寸法を定める規則（平成25年長崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|----------------------------|-------------------------|---|--|--|-----------------------|--------------------------|--------------------------|---|--|--|--------------------------|----------------------------|----------------------------|---|--|--|---|------------------|--------------------------|--------------------------|---|--|--|--------------------|---------------------------|---------------------------|---|--|--|---------------------------|----------------------------|----------------------------|---|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年長崎県条例第81号）<u>第46条</u>の規定により、県道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係） 案内標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">県 <u>(102-B)</u></td> <td style="text-align: center;">入口の方向 <u>(103-A)</u></td> <td style="text-align: center;">入口の方向 <u>(103-B)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入口の予告 <u>(104)</u></td> <td style="text-align: center;">方面及び距離 <u>(106-B)</u></td> <td style="text-align: center;">方面及び車線 <u>(107-A)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">方面及び車線 <u>(107-B)</u></td> <td style="text-align: center;">方面及び方向 <u>(108の2-D)</u></td> <td style="text-align: center;">方面及び方向 <u>(108の2-E)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 県 <u>(102-B)</u> | 入口の方向 <u>(103-A)</u> | 入口の方向 <u>(103-B)</u> | 略 | | | 入口の予告 <u>(104)</u> | 方面及び距離 <u>(106-B)</u> | 方面及び車線 <u>(107-A)</u> | 略 | | | 方面及び車線 <u>(107-B)</u> | 方面及び方向 <u>(108の2-D)</u> | 方面及び方向 <u>(108の2-E)</u> | 略 | | | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年長崎県条例第81号）<u>第44条</u>の規定により、県道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係） 案内標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(102-B)</u> 県</td> <td style="text-align: center;"><u>(103-A)</u> 入口 の方向</td> <td style="text-align: center;"><u>(103-B)</u> 入口 の方向</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(104)</u> 入口の予告</td> <td style="text-align: center;"><u>(106-B)</u> 方面 及び距離</td> <td style="text-align: center;"><u>(107-A)</u> 方面 及び車線</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(107-B)</u> 方面 及び車線</td> <td style="text-align: center;"><u>(108の2-D)</u> 方面及び方向</td> <td style="text-align: center;"><u>(108の2-E)</u> 方面及び方向</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | <u>(102-B)</u> 県 | <u>(103-A)</u> 入口 の方向 | <u>(103-B)</u> 入口 の方向 | 略 | | | <u>(104)</u> 入口の予告 | <u>(106-B)</u> 方面 及び距離 | <u>(107-A)</u> 方面 及び車線 | 略 | | | <u>(107-B)</u> 方面 及び車線 | <u>(108の2-D)</u> 方面及び方向 | <u>(108の2-E)</u> 方面及び方向 | 略 | | |
| 県 <u>(102-B)</u> | 入口の方向 <u>(103-A)</u> | 入口の方向 <u>(103-B)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入口の予告 <u>(104)</u> | 方面及び距離 <u>(106-B)</u> | 方面及び車線 <u>(107-A)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 方面及び車線 <u>(107-B)</u> | 方面及び方向 <u>(108の2-D)</u> | 方面及び方向 <u>(108の2-E)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(102-B)</u> 県 | <u>(103-A)</u> 入口 の方向 | <u>(103-B)</u> 入口 の方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(104)</u> 入口の予告 | <u>(106-B)</u> 方面 及び距離 | <u>(107-A)</u> 方面 及び車線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(107-B)</u> 方面 及び車線 | <u>(108の2-D)</u> 方面及び方向 | <u>(108の2-E)</u> 方面及び方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| <u>出口の予告 (109)</u> | <u>方面及び出口の 予告 (110-A)</u> | <u>方面及び出口の 予告 (110-B)</u> |
| 略 | | |
| <u>方面、車線及び 出口の予告 (111-A)</u> | <u>方面、車線及び 出口の予告 (111-B)</u> | <u>方面及び出口 (112-A)</u> |
| 略 | | |
| <u>方面及び出口 (112-B)</u> | <u>出口 (113-A)</u> | <u>出口 (113-B)</u> |
| 略 | | |
| <u>サービス・エリ ア、道の駅の予 告 (116の2-A)</u> | <u>サービス・エリ ア、道の駅の予 告 (116の2-A)</u> | <u>サービス・エリ ア、道の駅の予 告 (116の2-B)</u> |
| 略 | | |
| <u>サービス・エリ ア (116の3-A)</u> | <u>サービス・エリ ア (116の3-A)</u> | <u>サービス・エリ ア (116の3-B)</u> |
| 略 | | |
| <u>非常電話 (116の4)</u> | <u>待避所 (116の5)</u> | <u>非常駐車帯 (116の6)</u> |
| 略 | | |
| <u>駐車場 (117-A)</u> | <u>駐車場 (117-B)</u> | <u>登坂車線 (117の3-A)</u> |
| 略 | | |
| <u>登坂車線 (117の3-B)</u> | 略 | |
| 略 | | |
| <u>県道番号 (118の2-C)</u> | <u>総重量限度緩和 指定道路 (118の4-A)</u> | <u>総重量限度緩和 指定道路 (118の4-B)</u> |
| 略 | | |
| <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の5-A)</u> | <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の5-B)</u> | <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の5-C)</u> |
| 略 | | |
| <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の5-D)</u> | 略 | |
| 略 | | |

備考

- 1 本標識板（本標識の表示板をいう。）の寸法
 - (1)~(5) 略
 - (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「県道番号 (118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5-A・B)」及び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大す

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <u>(109) 出口の予 告</u> | <u>(110-A) 方面 及び出口の予告</u> | <u>(110-B) 方面 及び出口の予告</u> |
| 略 | | |
| <u>(111-A) 方 面、車線及び出 口の予告</u> | <u>(111-B) 方 面、車線及び出 口の予告</u> | <u>(112-A) 方面 及び出口</u> |
| 略 | | |
| <u>(112-B) 方面 及び出口</u> | <u>(113-A) 出口</u> | <u>(113-B) 出口</u> |
| 略 | | |
| <u>(116-A) サ ービス・エリアの 予告</u> | <u>(116-A) サ ービス・エリアの 予告</u> | <u>(116-B) サ ービス・エリアの 予告</u> |
| 略 | | |
| <u>(116の2-A) サービス・エリ ア</u> | <u>(116の2-A) サービス・エリ ア</u> | <u>(116の2-B) サービス・エリ ア</u> |
| 略 | | |
| <u>非常電話 (116の2)</u> | <u>待避所 (116の3)</u> | <u>非常駐車帯 (116の4)</u> |
| 略 | | |
| <u>駐車場 (117-A)</u> | <u>(117-B) 駐車 場</u> | <u>登坂車線 (117の2-A)</u> |
| 略 | | |
| <u>登坂車線 (117の2-B)</u> | 略 | |
| 略 | | |
| <u>県道番号 (118の2-C)</u> | <u>総重量限度緩和 指定道路 (118の3-A)</u> | <u>総重量限度緩和 指定道路 (118の3-B)</u> |
| 略 | | |
| <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の4-A)</u> | <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の4-B)</u> | <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の4-C)</u> |
| 略 | | |
| <u>高さ限度緩和指 定道路 (118の4-D)</u> | 略 | |
| 略 | | |

備考

- 1 本標識板（本標識の表示板をいう。）の寸法
 - (1)~(5) 略
 - (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「県道番号 (118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」及び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大す

る場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)は、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

(7)~(9) 略

(10) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

(11)~(15) 略

(16) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の5-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 略

2 略

る場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

(7)~(9) 略

(10) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

(11)~(15) 略

(16) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 略

2 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第35号

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(平成25年長崎県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (交通安全施設) 第3条 条例第33条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 (1)~(4) 略 (橋、高架の道路等) | (交通安全施設) 第3条 条例第32条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 (1)~(4) 略 (橋、高架の道路等) |

第4条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、条例第39条第1項に規定するもののほか、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

第4条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、条例第38条第1項に規定するもののほか、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第36号

長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県立都市公園条例施行規則（昭和48年長崎県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------|-----|------|---------------|----------------------------|--------------------------|
| 別表第1（第3条関係） | | | 別表第1（第3条関係） | | |
| 1 略 | | | 1 略 | | |
| 2 長崎県立総合運動公園 | | | 2 長崎県立総合運動公園 | | |
| 有料公園施設の 名称 | 供用日 | 供用時間 | 有料公園施設の 名称 | 供用日 | 供用時間 |
| 略 | | | 略 | | |
| | | | ローンボウルス場 | <u>1月4日から12月 28日まで</u> | <u>午前9時から午後 5時まで</u> |
| 略 | | | 略 | | |
| 3及び4 略 | | | 3及び4 略 | | |

附 則

この規則は令和3年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第247号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域を次のとおり指定する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 希少野生動植物種の名称及び希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

| 名称（種名 [科名]） | 希少野生動植物種保存地域の指定区域 |
|--------------|---|
| <植物> | |
| ウチョウラン [ラン科] | 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町 |
| サギソウ [ラン科] | 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町 |

| | |
|-------------------------|---|
| | 町、小値賀町、佐々町及び新上五島町 |
| オオミズトンボ [ラン科] | 対馬市 |
| <魚類> | |
| イトモロコ [コイ科] | 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町 |
| アブラボテ [コイ科] | 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町 |
| <貝類> | |
| アズキカワザンショウ [カワザンショウガイ科] | 島原市、諫早市、雲仙市、南島原市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| ウミマイマイ [フタマイマイ科] | 島原市、諫早市、雲仙市、南島原市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む） |

長崎県告示第248号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を次のとおり解除する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除する希少野生動植物種の名称及び解除する希少野生動植物種保存地域が含まれる土地の区域

| 名称（種名 [科名]） | 希少野生動植物種保存地域の解除区域 |
|-----------------------|-------------------|
| <植物> | |
| フクエジマカンアオイ [ウマノスズクサ科] | 五島市 |
| ハナナズナ [アブラナ科] | 対馬市 |
| ムラサキカラマツ [キンポウゲ科] | 平戸市、対馬市 |

長崎県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 解除予定保安林の所在場所
雲仙市小浜町富津字座頭坂3459の3、3460の2、3461の2、3468の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

長崎県告示第250号

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成12年長崎県告示第599号の6）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日以降に行う指名停止から適用する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|-----|--------|--|--|---|--|---|---|---------|-----|--------|--|--|---|--------------|--|---|---|
| <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が<u>36か月</u>を超える場合は<u>36か月</u>）まで延長することができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（<u>独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。</u>）であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、<u>独占禁止法第7条の3第1項</u>の適用があった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 要 件</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(虚偽記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、<u>入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u> (過失による粗雑工事等)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にし</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 措 置 要 件 | 期 間 | (虚偽記載) | | 1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、 <u>入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u> (過失による粗雑工事等) | 略 | 2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にし | 略 | <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が<u>24か月</u>を超える場合は<u>24か月</u>）まで延長することができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは<u>審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（<u>独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。</u>）であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</u></p> <p>(3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、<u>独占禁止法第7条の2第7項</u>の適用があった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 要 件</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(虚偽記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、<u>競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(過失による粗雑工事等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑に</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 措 置 要 件 | 期 間 | (虚偽記載) | | 1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、 <u>競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u> | 略 | (過失による粗雑工事等) | | 2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑に | 略 |
| 措 置 要 件 | 期 間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (虚偽記載) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、 <u>入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u> (過失による粗雑工事等) | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にし | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 措 置 要 件 | 期 間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (虚偽記載) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、 <u>競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u> | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (過失による粗雑工事等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑に | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p>たと認められるとき（契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3～7 略</p> | <p>したと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3～7 略</p> |
|--|---|

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|-----------------------------|
| 1～6 略 （重大な独占禁止法違反行為等） | 略 |
| 7 県発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。） ア及びイ 略 | 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内 |
| 8～11 略 | 略 |

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|-----------------------------|
| 1～6 略 （重大な独占禁止法違反行為等） | 略 |
| 7 県発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。） ア及びイ 略 | 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内 |
| 8～11 略 | 略 |

長崎県告示第251号

長崎県建設工事標準請負契約書（令和2年長崎県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日以後に締結する請負契約から適用する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 長崎県建設工事標準請負契約書 | 長崎県建設工事標準請負契約書 |
| 1～8 略 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。 年 月 日 発注者 住所 氏名 長崎県 印 受注者 住所 氏名 印 （請負代金内訳書及び工程表） 第3条 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を契約締結後30日以内に、計画工程表については、 <u>工事の始期</u> の日から40日以内に、発注者に提出しなければならない。 | 1～8 略 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。 年 月 日 発注者 住所 氏名 長崎県 印 受注者 住所 氏名 印 （請負代金内訳書及び工程表） 第3条 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を契約締結後30日以内に、計画工程表については、 <u>工期の開始</u> の日から40日以内に、発注者に提出しなければならない。 |

2及び3 略

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 略

2及び3 略

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を、監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 略

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(前金払)

第35条 略

2～5 略

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 略

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 略

(中間前金払)

第38条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

9 略

10 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

11～13 略

(発注者の催告によらない解除権)

第50条 略

一～十一 略

2及び3 略

(下請負人の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、発注者に対して、当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 略

2及び3 略

4 受注者は、発注者の検査に合格した工事材料を、監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、発注者の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 略

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(前金払)

第35条 略

2～5 略

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 略

2 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 略

(中間前金払)

第38条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

9 略

10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

11～13 略

(発注者の催告によらない解除権)

第50条 略

一～十一 略

十二 受注者が次のいずれかに該当するとき。イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。ハ及び第56条第7項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第56条第7項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（談合等不正行為による解除権）

第50条の2 発注者は、受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者

等」という。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第56条の2第2項において同じ。) において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第56条の2第2項において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条各号又は第50条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第49条又は第50条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条 第52条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第55条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第38条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条、第50条、第50条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4及び5 略

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条 第52条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第55条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第38条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4及び5 略

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受

又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第49条、第50条、第50条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条、第52条又は第53条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

(発注者の損害賠償請求等)

第56条 略

一及び二 略

三 第49条、第50条又は第50条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第49条、第50条又は第50条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 略

3及び4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第50条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条、第52条又は第53条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

(発注者の損害賠償請求等)

第56条 略

一及び二 略

三 第49条又は第50条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第49条又は第50条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 略

3及び4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第50条第9号、第11号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

7 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、第2項に規定する請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第3号及び第4号については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事については適用しない。

一 第50条第12号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 第50条第12号ロに規定する納付命令若しくは排除措置

命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第50条第12号ニに該当する場合であつて、同号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

四 第50条第12号ニに該当する場合であつて、受注者が発注者に長崎県競争入札参加者心得第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

8 受注者が第2項及び前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

9 受注者は、契約の履行を理由として、第2項及び第7項の違約金を免れることができない。

10 第2項及び第7項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

11 発注者は、第2項及び第7項の場合において、受注者が共同企業体で、既に解散しているときは、その構成員であつた者の全部又は一部に対して第2項及び第7項に定める額の違約金の支払い及び前項に規定する賠償を請求することができる。

この場合においては、請求を受けたものはその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があつた場合の違約金等)

第56条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、第50条の2各号（同条第4号に規定する刑法第198条に規定する刑が確定した場合を除く。）のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合又は履行確実性評価試行要領に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第3号及び第4号については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事については適用しない。

一 第50条の2第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 第50条の2第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同条第4号に規定する刑に係る確定判決にお

いて、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第50条の2第4号に該当する場合であって、同条第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 第50条の2第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に長崎県競争入札参加者心得第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 発注者は、第1項及び第2項の場合において、受注者が共同企業体で、既に解散しているときは、その構成員であった者の全部又は一部に対して第1項及び第2項に定める額の違約金の支払い及び前項に規定する賠償を請求することができる。この場合においては、請求を受けたものはその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(相 殺)

第56条の3 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合に、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(受注者の損害賠償請求等)

第57条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一及び二 略

2 第33条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(補 則)

第62条 略

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

(受注者の損害賠償請求等)

第57条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一及び二 略

2 第33条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(補 則)

第62条 略

2 この契約書中頭書の4、監理技術者補佐に関する部分及び第21条の規定は、令和2年10月1日から適用する。

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

| 仲 裁 合 意 書 | 仲 裁 合 意 書 |
|---|--|
| 工 事 名 | 工 事 名 |
| 工事場所 | 工事場所 |
| 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 | 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 |
| 管轄審査会名 長崎県建設工事紛争審査会 | 管轄審査会名 長崎県建設工事紛争審査会 |
| 〔当事者双方の再度の合意により、中央建設工事紛争審査会に紛争処理を申請することができるものとする。〕 | 〔当事者双方の再度の合意により、中央建設工事紛争審査会に紛争処理を申請することができるものとする。〕 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |
| 発注者 長崎県 | 発注者 長崎県 |
| 受注者 | 受注者 |
| ※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。 <u>(発注者連絡先)</u> 本件責任者及び担当者： <u>電話番号1：</u> <u>電話番号2：</u> <u>(受注者連絡先)</u> 本件責任者及び担当者： <u>電話番号1：</u> <u>電話番号2：</u> | 印 印 |
| [裏面] 略 | [裏面] 略 |

長崎県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称
長崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成22年長崎県告示第631号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業
3・5・409号 道の尾駅前線
- 3 施行期間
自 平成22年7月9日 至 令和8年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

長崎県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称
諫早市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成21年長崎県告示第602号
長崎都市計画道路事業
3・4・231号 堀の内西栄田線
- 3 施行期間
自 平成21年6月5日 至 令和6年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 平成21年長崎県告示第602号の事業地のうち諫早市破籠井町及び諫早市西栄田町
地内において事業地を変更する
使用の部分 変更なし

長崎県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 道路の種類、路線名、占用制限の指定区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|--------|--|
| 一般県道 | 湯ノ本芦辺線 | 壱岐市勝本町立石仲触字櫃川755番1地先から 壱岐市勝本町立石東触字稗坂311番1地先まで |

- 2 制限の対象となる占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、やむを得ず電柱を地上に設ける場合、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
- 3 占用を制限する理由
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき指定された緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始期日
令和3年3月26日

長崎県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 東長崎長与線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 長崎市平間町1490番1地先から 長崎市平間町1492番1地先まで | 前 | 9.1~19.0 | 58.7 | |
| | 後 | 15.6~29.4 | 58.7 | |

長崎県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 202号
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 佐世保市針尾北町797番1地先から 佐世保市針尾北町795番3地先まで | 前 | 33.6~48.4 | 59.7 | |
| | 後 | 16.1~40.0 | 59.7 | |

長崎県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 498号
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 佐世保市瀬戸越2丁目135番5地先から 佐世保市瀬戸越3丁目135番2地先まで | 前 | 11.0~16.0 | 65.4 | |
| | 後 | 11.8~16.8 | 65.4 | |

長崎県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 平戸田平線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 平戸市田平町小手田免字八幡崎925番1地先から 平戸市田平町山内免字中倉160番1地先まで | 前 | 15.0~23.9 | 319.0 | |
| | 後 | 13.6~22.9 | 319.0 | |

長崎県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 雲仙市南串山町甲字池下溜田1869番4地先から 雲仙市南串山町甲字下白頭1998番1地先まで | 前 | 9.3~12.1 | 118.5 | |
| | 後 | 10.8~15.0 | 118.5 | |

長崎県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 壱岐市勝本町立石南触字金高1242番3地先から 壱岐市勝本町立石南触字金高1247番1地先まで | 前B | 13.1~57.1 | 28.5 | |
| | 後B | 11.8~46.5 | 28.5 | |

長崎県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 壱岐市勝本町立石仲触字櫃川1274番4地先から 壱岐市勝本町立石東触字稗坂311番1地先まで | 前A | 8.0~122.9 | 231.0 | |
| | 後A | 10.7~80.7 | 213.4 | |

長崎県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 壱岐市勝本町立石仲触字櫃川755番1地先から 壱岐市勝本町立石東触字稗坂312番5地先まで | 前B | 20.9~68.4 | 167.4 | |
| | 後B | 20.9~75.0 | 167.4 | |

長崎県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 206号 | 西彼杵郡時津町元村郷字継石861番5地先から 西彼杵郡時津町元村郷字堀田755番1地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 498号 | 佐世保市瀬戸越2丁目135番5地先から 佐世保市瀬戸越3丁目135番2地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|----------------|--|-----------|
| 主要地方道 平戸田平線 | 平戸市田平町小手田免字八幡崎915番2地先から 平戸市田平町山内免字中倉160番1地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|---------------|--|-----------|
| 一般県道 松浦江迎線 | 松浦市志佐町庄野免字宇佐美岳370番1地先から 松浦市志佐町庄野免字宇佐美岳370番2地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 204号 | 松浦市調川町平尾免字潮入207番57地先から 松浦市調川町平尾免字潮入207番47地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|---|-----------|
| 一般国道 251号 | 雲仙市南串山町甲字池下溜田1869番4地先から 雲仙市南串山町甲字下白頭1998番1地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 251号 | 雲仙市小浜町南木指字小田崎平345番2地先から 雲仙市小浜町南木指字小田崎平349番1地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|---|-----------|
| 一般国道 251号 | 雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1471番地先から 雲仙市小浜町金浜字波戸ノ上1466番2地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一般国道 389号 | 雲仙市国見町土黒庚平石温泉岳国有林77林班そ小班から 雲仙市国見町土黒庚平石温泉岳国有林77林班そ小班まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|----------------|--|-----------|
| 一般県道 湯ノ本芦辺線 | 壱岐市勝本町立石仲触字櫃川755番1地先から 壱岐市勝本町立石東触字稗坂311番1地先まで | 令和3年3月26日 |

長崎県告示第273号

長崎県管理港湾肥前大島港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所に備え置く。

令和3年3月26日

肥前大島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

| 港湾名 | 種 類 | | 位 置 | 数量及び能力 |
|-------|------|-------------|----------|---|
| | 施設名 | 名 称 | | |
| 肥前大島港 | 岸壁 | 馬込岸壁（-7.5m） | 西海市大島町地先 | 構造 重力式 延長 110m 幅員 10m 面積 1,100m ² 水深 -7.5m |
| | 岸壁 | 馬込岸壁（-4.5m） | 西海市大島町地先 | 構造 重力式 延長 80m 幅員 10m 面積 800m ² 水深 -4.5m |
| | 臨港道路 | 真砂臨港道路 | 西海市大島町地先 | 延長 229m |
| | 野積場 | 馬込野積場 | 西海市大島町地先 | 面積 3,705m ² |
| | 臨港道路 | 寺島臨港道路（B） | 西海市大島町 | 延長 202m |

長崎県告示第274号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により、二級河川川棚川水系川棚川に係る洪水浸水想定区域を変更したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第275号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 指定区域の名称 | | | 大宮(3) | |
|---------|-----|-----|-------|--|
| | 市町名 | 大字 | 字 | 地番 |
| 所在地 | 長崎市 | 大宮町 | | 2119番14の一部、2119番15の一部、2119番16、2119番17の一部、2119番18、2119番19の一部、2119番20、2119番21の一部、2119番22、2119番23の一部、2119番24、2119番48の一部、2119番55、2119番61の一部、2119番62の一部、2119番63、2119番64、2119番65の一部、2119番67の一部、2119番68の一部、2119番70の一部、2119番73の一部、2119番74、2120番1の一部、2120番4の一部、2120番94、2160番120の一部、2160番153の一部、2160番160の一部、2160番161、2160番168の一部 |

長崎県告示第276号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成23年3月18日長崎県告示第338号による三川(3)地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 指定区域の名称 | | | 三川(3) | |
|---------|-----|-----|-------|---|
| | 市町名 | 大字 | 字 | 地番 |
| 所在地 | 長崎市 | 三川町 | | 1237番9、1261番12の一部、1263番6の一部、1263番31、1263番33の一部、1263番35、1263番42の一部、1263番45、1263番46、1263番47、1263番48、1263番49、1265番1の一部、1265番9、1265番10、1265番11、1265番12、1266番1の一部、1266番2、1266番3、1266番4、1266番5、1267番1の一部、1267番2、1267番3、1268番の一部、1268番2、1268番3、1268番4、1274番の一部、1274番1の一部、1274番2の一部、1274番3の一部、1275番22、里道の一部 |

長崎県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県対馬振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

| 箇所番号 | 所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の種別 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------|---------|---------------------|-------------|------------------------|
| 対馬(峰)-(急)-002 | 対馬市峰町津柳 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 | 公示図書中の図面において表示 |
| 対馬(峰)-(急)-003 | 対馬市峰町津柳 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 | |
| 対馬(峰)-(急)-004 | 対馬市峰町津柳 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 | |

| | | | |
|-----------------|----------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-021 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-022 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-024 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-039 | 対馬市峰町青海 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-041 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-043 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-043-2 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-043-3 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-046 | 対馬市峰町青海 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-048 | 対馬市峰町津柳 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-061 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-061-2 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-064 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-065 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-067 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-083 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-083-2 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|-----------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-083-4 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-097 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-099 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-100 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-101 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-101-2 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-101-4 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-102 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-107 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-110 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-113 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-117 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-117-2 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-118 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-131 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-137 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-137-2 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|-----------------|----------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-139 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-140 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-150 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-150-2 | 対馬市峰町三根 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-163 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-171 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-172 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-172-2 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-172-3 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-178 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-179 | 対馬市峰町志多賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-216 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-216-2 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-216-3 | 対馬市峰町木坂 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-219 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-220 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-221 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|-----------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-222 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-222-2 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-223 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-223-2 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-224 | 対馬市峰町狩尾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-241 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-241-2 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-241-3 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-243 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-246 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-247 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-248 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-249 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-250 | 対馬市峰町賀佐 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-250-2 | 対馬市峰町賀佐 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-250-3 | 対馬市峰町賀佐 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-252 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|-----------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-253 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-253-2 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-267 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-268 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-268-2 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-271 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-271-2 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-271-3 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-272 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-272-2 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-272-3 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-273 | 対馬市峰町吉田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-283 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-295 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-295-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-300 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-300-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|-----------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-300-3 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-301 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-301-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-301-3 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-301-4 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-302 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-302-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-303 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-303-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-304 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-305 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-305-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-305-3 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-309 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-309-2 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-309-3 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-309-4 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|------------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(峰)-(急)-313 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-315 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-315-2 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-315-3 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-321 | 対馬市峰町佐賀 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-330 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-330-2 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(急)-333 | 対馬市峰町櫛 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-002 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-002-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-002-3 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-006 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-006-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-007 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-007-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-008 | 対馬市豊玉町銘 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-009 | 対馬市豊玉町銘 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|------------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(豊玉)-(急)-012 | 対馬市豊玉町銘 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-013 | 対馬市豊玉町銘 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-013-2 | 対馬市豊玉町銘 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-038 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-038-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-040 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-041 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-042 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-042-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-046 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-046-3 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-047 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-060 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-060-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-060-3 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-067 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-067-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|------------------|---------|---------|-------------|
| 対馬(豊玉)-(急)-070 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-070-2 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-070-3 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-072 | 対馬市豊玉町田 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-116 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-116-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-116-3 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-116-4 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-116-5 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-116-6 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-117 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-117-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-122 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-122-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-131 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-131-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-131-3 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|------------------|-----------|---------|-------------|
| 対馬(豊玉)-(急)-134 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-134-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-136 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-140 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-140-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-141 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-142 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-142-2 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-149 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-149-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-149-3 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-168 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-168-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-168-3 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-168-4 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-178 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-179 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|------------------|-----------|---------|-------------|
| 対馬(豊玉)-(急)-179-2 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-184 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-186 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-186-2 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-187 | 対馬市豊玉町曾 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-189 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-190 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-191 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-191-2 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-192 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-193 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-196 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-359 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-363 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-463 | 対馬市豊玉町貝口 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-470 | 対馬市豊玉町貝口 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(急)-511 | 対馬市豊玉町貝口 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|----------------|----------|---------|-------------|
| 対馬(豊玉)-(急)-547 | 対馬市豊玉町貝口 | 急傾斜地の崩壊 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-001 | 対馬市峰町津柳 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-020 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-021 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-022 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-023 | 対馬市峰町津柳 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-027 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-032 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-046 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-063 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-067 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-068 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-070 | 対馬市峰町志多賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-091 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-093 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-094 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-096 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|-----------------|---------|-----|-------------|
| 対馬(峰)-(土)-097 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-099 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-100 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-102 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-107 | 対馬市峰町三根 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-125 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-126 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-127 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-135-2 | 対馬市峰町木坂 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-144 | 対馬市峰町狩尾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-146 | 対馬市峰町狩尾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-148 | 対馬市峰町狩尾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-151 | 対馬市峰町賀佐 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-152 | 対馬市峰町賀佐 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-156 | 対馬市峰町吉田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-160 | 対馬市峰町吉田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-165 | 対馬市峰町吉田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|------------------|---------|-----|-------------|
| 対馬(峰)-(土)-178 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-181 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-182 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-184 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-185 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-187 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-188 | 対馬市峰町佐賀 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-204 | 対馬市峰町吉田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-207 | 対馬市峰町吉田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-214 | 対馬市峰町櫛 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(峰)-(土)-217 | 対馬市峰町櫛 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-001 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-018 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-018-2 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-019 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-020 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-021 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |

| | | | |
|----------------|-----------|-----|-------------|
| 対馬(豊玉)-(土)-022 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-024 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-027 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-028 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-032 | 対馬市豊玉町田 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-050 | 対馬市豊玉町曾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-053 | 対馬市豊玉町曾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-094 | 対馬市豊玉町曾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-095 | 対馬市豊玉町曾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-096 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-097 | 対馬市豊玉町曾 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-103 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |
| 対馬(豊玉)-(土)-104 | 対馬市豊玉町千尋藻 | 土石流 | 警戒区域、特別警戒区域 |

長崎県告示第278号

長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年長崎県告示第587号）の一部を次のように改正し、令和3年3月26日から適用する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (目的) 第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号） | (目的) 第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号） |

第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年長崎県告示第588号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、長崎県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年長崎県告示第588号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、長崎県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

長崎県告示第279号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年長崎県告示第588号）の一部を次のように改正し、令和3年3月26日から適用する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第2 苦情の申立て</p> <p>1 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>2 略</p> | <p>第2 苦情の申立て</p> <p>1 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>2 略</p> |

長崎県告示第280号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

令和3年度長崎県工事技術調査業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 令和元年度又は令和2年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実にこれを履行完了したもの。
 - イ 工事技術調査を履行するにあたり、必要な知識及び技術を有する技術士の配置について、適正な調査体制を整えることができる法人であるもの。
 - ウ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率、流動比率）が適正であること。
 - エ 長崎県建設工事入札参加資格者名簿及び調査・設計・測量業務等入札参加資格者名簿に登録されていないもの。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和3年4月5日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる提出場所に提出すること。
郵送も可。（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便とし、令和3年4月5日当日消印有効。）
 - ア 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - イ （都道府）県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - エ 印鑑届（様式第2号）
 - オ 口座振替申込書（様式第3号）
 - カ 地方公共団体工事技術監査（調査）業務受託実績表（様式第4号）
 - キ その他知事が必要と認める書類※上記アの登記簿謄本は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）
上記イ、ウの未納がないことを証する証明書は、申請日前1ヶ月以内に発行されたもの（原本）
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（電話）095-894-3506 （FAX）095-894-3479
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年4月30日までとする。
- 7 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り

消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画（長崎県生物多様性保全戦略）の策定（公告）

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第43条第1項の規定に基づき、長崎県生物多様性保全戦略を次のように定めたので公表し、その関係図書を次のとおり閲覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

1 計画の名称

長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画（長崎県生物多様性保全戦略）

2 閲覧の場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ波佐見店

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原492番1 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月13日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,410平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 54台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

- 建物東側 13台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 40平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北東側 7.24立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年3月12日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県北振興局商工水産部商工観光課及び波佐見町商工振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイソーエレナ空港通り店
長崎県大村市古賀島町111番49 外6筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町6番地1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町6番地1
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,241平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 60台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 25台

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 36.0平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 11.04立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北側 2箇所
建物敷地東側 1箇所 合計3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時00分から午後8時00分
- 2 届出年月日
令和3年3月1日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス時津ショッピングセンター
長崎県西彼杵郡時津町左底郷字坂口1832-1 外3筆
- 2 届出の概要
 - ① 大規模小売店舗の名称の変更
 - ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
時津町長 吉田 義徳
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町建設部産業振興課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年2月23日総会議決）を認可した。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 箱崎干拓土地改良区
認可年月日 令和3年3月17日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、白崎地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
白崎地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 2 縦覧期間
令和3年3月26日から令和3年4月15日まで
- 3 縦覧場所
平日：西海市役所西海ブランド振興部農林課
土日祝日：西海市役所本庁宿直室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（国土広域情報修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|-------|---------------------------|
| 長崎県全域 | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで |

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土地理院長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|-------|---------------------------|
| 長崎県全域 | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで |

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（空中写真測量：数値地形図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 域 | 終 了 日 |
|-------------|-----------|
| 佐世保市船越町～赤崎町 | 令和3年3月10日 |

住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更（公告）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、社会福祉法人南高愛隣会から支援業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 変更後の支援業務を行う事務所の所在地 長崎県雲仙市愛野町乙493-6
- 2 変更する年月日 令和3年4月1日

一般競争入札の実施（公告）

令和3年度長崎県工事技術調査業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和3年度長崎県工事技術調査業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月10日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札の方法

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。
- ③ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- ④ 入札の執行回数は3回を限度とする。
- ⑤ 再度の入札において代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（令和3年長崎県告示第280号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（電話）095-894-3506
（提出期限）令和3年4月5日（郵送にあつては、当日消印有効）

4 入札参加条件

- (1) 2の入札参加資格を有していること。
- (2) 当該役務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。
- (3) 当該役務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（電話）095-894-3506

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年4月5日までの間（県の休日を除く。）
- (2) 場所 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

- (1) 提出先 5の部局とする。
- (2) 受領期限 令和3年4月19日17時00分
- (3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと。）で行う。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

（場所）長崎県庁行政棟7階 監査委員会議室
（日時）令和3年4月20日10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

議 会 規 則

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県議会議長 瀬川 光之

長崎県議会規則第1号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則

長崎県議会会議規則（昭和38年長崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>(起立表決等)</p> <p>第57条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u></p> <p>(異議の有無)</p> <p>第63条 議長は、問題について異議の有無をはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、直ちに可否を宣告する。ただし、出席議員から異議の申立てがあったときは、議長は、<u>第57条の規定により表決をとらなければならない。</u></p> <p>第12章 補則</p> <p>(配布に代わる措置)</p> <p><u>第117条 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議案その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて議長が定めるものを講じたときは、当該配布を行ったものとみなす。</u></p> <p>第118条及び第119条 略</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 略</p> <p>(起立表決)</p> <p>第57条 略</p> <p>(異議の有無)</p> <p>第63条 議長は、問題について異議の有無をはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、直ちに可否を宣告する。ただし、出席議員から異議の申立てがあったときは、議長は、<u>起立により表決をとらなければならない。</u></p> <p>第12章 補則</p> <p>第117条及び第118条 略</p> |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議 会 告 示

長崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和3年3月26日

長崎県議会議長 瀬川 光之

長崎県議会告示第1号

長崎県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

長崎県政務活動費の交付に関する規程（平成13年長崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第7条 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、当該収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（その日が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができるものとする。</p> <p>2 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧の請求は、様式第8号により作成した収支報告書閲覧請求書を提出して行うものとする。</p> <p>3 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議長が指定する場所で、長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）第22条に規定する執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。</p> | <p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第7条 条例第12条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、当該収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（その日が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができるものとする。</p> <p>2 条例第12条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧の請求は、様式第8号により作成した収支報告書閲覧請求書を提出して行うものとする。</p> <p>3 条例第12条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議長が指定する場所で、長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）第22条に規定する執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、条例第12条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。</p> |

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号中「長崎県政務活動費の交付に関する条例第12条第2項」を「長崎県政務活動費の交付に関する条例第13条第2項」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第2号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|------------------------|-------|-----|-----|----------------|------------------------|-------|-----|-----|--------------------------------|
| 別表第1（第2条関係） （ア）高等学校 | | | | | 別表第1（第2条関係） （ア）高等学校 | | | | |
| 名称 | 本校・分校 | 位置 | 課程 | 学科 | 名称 | 本校・分校 | 位置 | 課程 | 学科 |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 長崎県立小浜高等学校 | | 雲仙市 | 全日制 | 普通科 総合ビジネス科 | 長崎県立小浜高等学校 | | 雲仙市 | 全日制 | 普通科 ビジネス・ 観光科 総合ビジネス科 |
| 略 | | | | | 略 | | | | |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会規則

長崎県迷惑行為等防止条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第4号

長崎県迷惑行為等防止条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（命令）

第2条 条例第7条第4項の規定による命令は誘引行為中止命令書（別記様式第1号）を、同条第6項の規定による命令は客待ち行為等中止命令書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

（公安委員会規則で定める地域）

第3条 条例第7条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 市名 | 地域 |
|-----|--|
| 長崎市 | 1 本石灰町、船大工町、銅座町、丸山町1番、寄合町2番1号から4号まで、籠町2番から4番まで及び9番、新地町1番から3番まで及び8番から13番まで並びに浜町10番 2 浜口町及び岩川町 |
| 諫早市 | 1 永昌東町1番から20番まで並びに天満町1番及び3番から13番まで 2 八天町2番から7番まで、高城町6番、8番及び9番、本町、東本町1番及び2番、東小路町8番から12番まで、栄町1番から5番まで、八坂町1番、3番及び5番から7番まで並びに上町1番から3番まで |
| 島原市 | 高島1丁目（一般国道251号線東側を除く。）、高島2丁目（一般国道251号線東側を除く。）、新町1丁目、万町、堀町及び中堀町（第一種住居地域を除く。） |
| 大村市 | 西本町（一般国道34号線西側及び市道八幡町線南側を除く。）、本町（市道八幡町線南側を除く。）、東本町のうち市道大村駅前線、市道西本町宮ノ本線及び市道東本町線に囲まれた地域並びに市道大村駅前線、市道東本町線、市道八幡町線及び一般国道34号線に囲まれた地域、水主町1丁目のうち市道水主町団地2号線、一般国道34号線、市道水主町中継ポンプ場線及び市道水主町1丁目線に囲まれた地域並びに水主町2丁目（第一種住居地域を除く。） |

| | |
|------|---|
| 佐世保市 | 山県町1番から5番まで、塩浜町1番から4番まで、下京町、上京町、本島町及び島地町1番から3番まで |
| 五島市 | 江川町1番地から5番地まで及び9番地から12番地まで、栄町2番地から9番地まで、福江町4番から6番まで及び10番から14番まで、末広町、中央町3番地から8番地まで、幸町1番地及び2番地、錦町3番地、三尾野1丁目1番並びに三尾野2丁目1番（準住居地域を除く。） |

別記様式第1号（第2条関係）

（表）

| | | | |
|------|--------|-------|---|
| 住 所 | 長崎県 | 警察署達第 | 号 |
| 氏 名 | | 年 | 月 |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 所属 長崎県 | 警察署 | |
| | 階級 | | |
| | 氏名 | | |

誘引行為中止命令書

あなたが行った下記の誘引行為は、長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）第7条第3項の規定に違反するため、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

記

1 日時

年 月 日 時 分頃

2 場所

長崎県

3 内容

次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの

- 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供を受ける客
- 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供を受ける客
- 次に掲げる行為に係る営業に関する情報の提供を受ける客又は利用者
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
- 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を受ける客
- 次に掲げる行為をする役務に従事する者
 - 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為
 - 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす行為

4 違反の態様

- 不特定の者に対して呼び掛けて誘引した。
- 不特定の者に対して（ ）を配布又は提示して誘引した。

（注） 該当する□にレ印を付すること。

（裏）

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第2号（第2条関係）

（表）

| | | | |
|------|--------|-------|----|
| | 長崎県 | 警察署達第 | 号 |
| 住 所 | | 年 | 月 |
| 氏 名 | | | 日 |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日生 |
| | 所属 長崎県 | 警察署 | |
| | 階級 | | |
| | 氏名 | | |

客待ち行為等中止命令書

あなたが行った下記の行為は、長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）第7条第5項の規定に違反するため、同条第6項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

記

1 日時
年 月 日 時 分頃

2 場所
長崎県

3 内容

- 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 次に掲げる行為に係る営業に関する情報の提供
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
- 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為

（注） 該当する□にレ印を付すること。

（裏）

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

人事委員会規則

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第2号

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | | | | |
|-----------|-------------|------|-------------|-------------|------|--|-------------|--|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | | | | |
| 市町名 | 学校名 | 級別区分 | 市町名 | 学校名 | 級別区分 | | | |
| 長崎市 | 池島小学校 | 3級 | 長崎市 | 池島小学校 | 3級 | | | |
| | 池島中学校 | | | 池島中学校 | | | | |
| | 略 | | 池島学校給食共同調理場 | | | | | |
| | 略 | | 略 | | | | | |
| 平戸市 | 野子小学校 | 2級 | 平戸市 | 野子小学校 | 2級 | | | |
| | 度島小学校 | | | 野子中学校 | | | | |
| | 度島中学校 | | | 度島小学校 | | | | |
| | 大島小学校 | | | 度島中学校 | | | | |
| | 大島中学校 | | | 大島小学校 | | | | |
| | 大島学校給食共同調理場 | | | 大島中学校 | | | | |
| | 略 | | | 大島学校給食共同調理場 | | | | |
| | 略 | | 略 | | | | | |
| | 略 | | 略 | | | | | |
| 対馬市 | 略 | 4級 | 対馬市 | 略 | 4級 | | | |
| | 豆酩小学校 | | | 豆酩小学校 | | | | |
| | 豆酩中学校 | | | 豆酩中学校 | | | | |
| | 金田小学校 | | | 金田小学校 | | | | |
| | 佐須中学校 | | | 佐須中学校 | | | | |
| | 今里小学校 | | | 今里小学校 | | | | |
| | 南小学校 | | | 南小学校 | | | | |
| | 豊小学校 | | | 小綱小学校 | | | | |
| | 豆酩学校給食共同調理場 | | | 豊小学校 | | | | |
| | 佐須学校給食共同調理場 | | | 豆酩学校給食共同調理場 | | | | |
| | 略 | | 略 | | | | | |
| 壱岐市 | 三島小学校 | 4級 | 壱岐市 | 三島小学校 | 4級 | | | |
| | 略 | | | 原島学校給食調理場 | | | | |
| | 略 | | 略 | | | | | |
| | 略 | | 略 | | | | | |
| 新上五島町 | 若松中学校 | 2級 | 新上五島町 | 若松中学校 | 2級 | | | |
| | 若松中央小学校 | | | 若松中央小学校 | | | | |
| | 若松東小学校 | | | 若松東小学校 | | | | |
| | 今里小学校 | | | 浜ノ浦小学校 | | | | |
| | 北魚目小学校 | | | 今里小学校 | | | | |
| | 奈良尾小学校 | | | 北魚目小学校 | | | | |
| | 奈良尾中学校 | | | 奈良尾小学校 | | | | |
| | 新魚目学校給食センター | | | 奈良尾中学校 | | | | |
| | | | | 新魚目学校給食センター | | | 新魚目学校給食センター | |

| | | | |
|-------------|----|-------------|----|
| 奈良尾学校給食センター | | 奈良尾学校給食センター | |
| 青方小学校 | 1級 | 青方小学校 | 1級 |
| 上五島中学校 | | 上五島中学校 | |
| 上郷小学校 | | 上郷小学校 | |
| 魚目小学校 | | 魚目小学校 | |
| 魚目中学校 | | 魚目中学校 | |
| 有川小学校 | | 有川小学校 | |
| 有川中学校 | | 有川中学校 | |
| 東浦小学校 | | 東浦小学校 | |
| | | 上五島学校給食センター | |
| | | 有川学校給食センター | |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年3月26日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 2長大佐 第 10-1 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 地域交流棟新築工事
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和4年8月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：新築工事
 主要用途：大学（地域交流棟）
 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階
 規模：延べ面積 2,698 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 平成26年3月28日長崎県告示第437号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

| | | | |
|--------------|--|----------|----------|
| 共同企業体の構成員数 | 3 者 | | |
| 出 資 比 率 | 最小限度 20 % | | |
| 資 格 要 件 | 代 表 構 成 員 | その他の構成員1 | その他の構成員2 |
| 建設業の許可に関する条件 | 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 | | |

| | | | |
|----------------------------------|--|--|---|
| <p>営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件</p> | <p>建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が1000点以上、かつ主観点が30点以上であること。 イ 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点が30点以上であること。</p> | <p>建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次の条件を満たすこと。 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。</p> | <p>県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランク</p> |
| <p>年間平均完成工事高</p> | <p>建築一式工事において5億円以上</p> | <p>条件なし</p> | |
| <p>経営事項審査の審査基準日</p> | <p>令和3年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第に基づく入札参加資格者名簿に登録され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。</p> | | |

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という）に登録された営業所（以下「受任営業所」という）とする。なお、「営業所の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなるものは、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、令和3年6月1日（現場施工着手指定日）からとする（技術者の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議できる）。

| | 代 表 構 成 員 | その他の構成員1 | その他の構成員2 |
|------------------------|--|-------------|----------|
| <p>同種工事の施工実績に関する条件</p> | <p>平成17年度から平成31年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、1,300㎡以上の建築物の新築工事等（新築工事、増築工事又は改築工事で、建築一式工事を対象とする）の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。 また、増築工事、改築工事に</p> | <p>条件なし</p> | |

| | | | |
|-------------|------------------------------------|--|-------------------------------|
| | | については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。 | |
| 配置技術者に関する条件 | | 以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。 | 以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。 |
| | 国家資格等 | ① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有すること。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。 | |
| | その他 | ① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。 | |
| その他の条件 | 当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。 | | 条件なし |

(注1) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2) 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」（令和2年12月4日2建企第478号）に規定するものをいう。

(注3) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

| 区分 | 担当内容 | 担当部局 | 電話番号等 | 住所 |
|---------|---------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 入札・契約担当 | 提出書類、入札・契約に関する事項 | 長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ | TEL 0956-59-6778 | 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 |
| 工事・技術担当 | 設計図書の内容等技術的要素に関する事項 | | FAX 0956-47-6941 | |

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表

の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの)を添付すること。

- ③ 上記①、②のほか、2-(2)(注3)の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

| | | |
|---|--|--|
| 【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法 | 【交付期間】 令和3年3月26日(金)から 令和3年4月9日(金)まで | 入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。 |
| 【提出について】 競争参加資格確認届出 書等の提出期間及び場 所 | 【提出期間】 令和3年3月29日(月)から 令和3年4月9日(金)まで | 3の入札等担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。)による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。 |
| 【質問について】 入札説明書等に関する 質問期間等 | 【質問期間】 令和3年3月29日(月)から 令和3年4月12日(月)まで | 3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。 |
| 上記回答期限 及び回答方法 | 令和3年4月14日(水)まで | ・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 |
| 入札日時及び場所 | 令和3年4月21日(水) 午後14時30分から | 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 本館 1階102号教室 |
| 競争参加資格審査申請 書等の提出期間及び場 所 | 落札候補者決定通知の翌日から起算して3日 以内 | 3の入札等担当部局へ持参 |

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて(31建企第369号 令和元年8月26日)」を準用するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。

また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)~(13)、(15)~(17)のいずれかに該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1~10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト